第一 農作物共済

全相殺農家単位方式及び災害収入共済方式に係る農林水産大臣による地域指定制を廃止し、 引受方式

について、 筆単位方式、 半相殺農家単位方式、 全相殺農家単位方式及び災害収入共済方式の中から、

農林水産省令で定めるところにより農業共済組合又は共済事業を行う市町村(以下「組合等」という。

が共済規程又は共済事業の実施に関する条例(以下「共済規程等」という。)で定めるものとするこ

ځ 第百六条第一項、 第百五十条の三の二及び第百五十条の三の五第一 項関係

一 支払開始損害割合について、一筆単位方式にあっては百分の三十、半相殺農家単位方式にあっては百

全相殺農家単位方式及び災害収入共済方式にあっては百分の十を下らない範囲内にお L١ て農

林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定め

るものとすること。

第百九条第一 項から第三項まで及び第百五十条の三の三第一 項関係

 \equiv 災害収入共済方式について、 品種、 栽培方法等による区分を導入すること。

(第百五十条の三の三及び第百五十条の三の四関係)

四 水稲病虫害事故除外に係る病虫害防止費の補助及び水稲病虫害損害防止給付を廃止すること。

(第十四条の二及び第百五十条の五関係)

五 農業共済組合の組合員は、 共済細目書の提出に代えて、当該共済細目書に記載すべき事項を電磁的方

法により提供することができるものとすること。

(第百五条第三項及び第四項関係

第二 家畜共済

乳牛の子牛及び胎児は、 共済規程の定めるところにより、 家畜共済の共済目的とすることができるも

のとすること。

第八十四条第二項関係

一 組合等との間に包括共済関係の存する者は、 当該組合等が子牛及び牛の胎児をその家畜共済において

その共済目的としているときは、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、農林水産省令

で定めるところにより、当該組合等に対し、子牛及び牛の胎児を共済目的としない旨の申出をすること

ができるものとすること。

第百十一条の九関係

 \equiv 牛の胎児の価額は、 農林水産省令で定めるところにより、 組合等が定める金額とするものとすること。

(第百十四条の二第三項関係)

四 死亡又は 廃用により支払う共済金は、 共済金額に応じ及び地域別等の区分により農林水産大臣が定め

る金額を限度とするものとすること。

第百十六条第一項及び第百五十条の五の十第一項関係)

第三 収穫共済

収穫共済の共済目的のうち政令で定めるものについて、 樹園地単位方式を導入すること。

(第百五十条の五の十三及び第百五十条の五の十四関係)

全相殺農家単位方式及び災害収入共済方式に係る農林水産大臣による地域指定制を廃止し、 引受方式

について、 樹園地単位方式、 半相殺農家単位方式、 全相殺農家単位方式及び災害収入共済方式の中から

農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとすること。

第八十五条第十一項、第百二十条の六第一項及び第百五十条の五の十三第一項関係

第四 畑作物共済

組合等が現に行っている畑作物共済においてその共済目的の種類としているもの(以下「対象農 作物

という。)につき共済規程等で共済目的 の種類に応じて区分を定めたときは、すべての 種類 の 対象

農作物等に代えて、当該区分ごとに、当該区分に係る対象農作物等のすべてについて申込みをすれば足

りるものとすること。

第百二十条の十二第三項関係)

畑作物共済の共済目的の種類のうち政令で定める農作物について、一筆単位方式を導入すること。

第百五十条の六第一項第二号、第二項及び第三項並びに第百五十条の七第一項関係)

全相殺農家単位方式及び災害収入共済方式に係る農林水産大臣による地域指定制を廃止し、 引受方式

について、 一筆単位方式、 半相殺農家単位方式、 全相殺農家単位方式及び災害収入共済方式の中から、

農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとすること。

(第百二十条の十四第一項及び第百五十条の六第一項関係)

第五 農業共済団体の組織

農業共済団体の組合員は、 書面又は代理人をもって選挙権を行うことができるものとすること。

(第十八条第一項及び第三項並びに第二十三条第六項関係)

農業共済団体が定款で規定すべきこととされている事項のうち、 共済掛金又は保険料その他の事項に

ついては、新たに設ける共済規程又は保険規程で規定するものとすること。

(第二十二条から第二十五条まで、第二十九条及び第三十条関係)

Ξ 定款又は共済規程若しくは保険規程の変更のうち軽微な事項に係るもの等については、 行政庁の認可

を受けることを要せず、届出をすれば足りるものとすること。 (第四十三条第二項及び第四項関係)

第六 その他

この法律は、平成十六年四月一日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。